伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

- 第2条 協議会は、次の事項の実現を目指し、伊勢志摩国立公園及びその周辺 地域でエコツーリズムの推進を行うことを目的とする。
 - (1) 伊勢志摩国立公園を訪れた方とともに、地域づくりを行うこと。
 - (2) 地域住民の誇りと愛着を創出すること。
 - (3) 地域の豊かさを国内外に伝えるとともに、次世代に継承すること。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) エコツーリズム推進全体構想の作成及び変更に関すること。
 - (2) エコツーリズムの推進のために必要な事項。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、伊勢志摩国立公園及びその周辺地域にかかる関係 団体等をもって組織する。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、書面をもって事務局にその旨を届けるものとする。

(误会)

第6条 協議会から退会を希望する者は、書面をもって事務局にその旨を届けて、任意に退会することができるものとする。

(役員)

- 第7条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3) 監事 若干名
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、協議会の会計事務を監査する。
- 5 役員の選出方法は、協議会において構成員の中から選出する。
- 6 役員の任期は、2年とする。

(総会)

- 第8条 総会は、毎年1回以上開催する。
- 2 総会は、構成員の過半数の出席(委任状を含む。)により成立し、議事は出 席者の過半数の同意を得て決するものとする。ただし、可否同数の場合は、 議長の決するところによる。
- 3 総会は、事業運営の基本方針、その他重要事項について協議、決定する。
- 4 協議会は、専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要とする場合、 構成員以外の者の出席を要請することができる。

(部会)

第9条 協議会に部会を置くことができる。

(オブザーバー)

- 第10条 協議会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会計)

- 第11条 協議会の会計は、補助金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、伊勢志摩国立公園協会に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会 長が別に定める。

附則

この規約は、平成30年2月27日から施行する。